

石巻市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事、業務委託、物品購入等（以下「工事等」という。）の入札及び契約手続における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、石巻市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が発注した工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
 - (2) 市が発注した工事等のうちから委員会が任意に抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札又は随意契約に係る指名の理由及び経緯について審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、入札及び契約手続に関し必要と認められる事項を調査審議すること。
- 2 委員会は、前項第2号の審議又は同項第3号の調査審議が終了したときは、その結果を市長に報告するとともに、必要に応じ意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があった時は、会議に出席し、発言することができる。

る。

5 委員会の会議は、非公開とし、会議の議事の概要は、これを公表する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。